

## 知っててお得な ‘節税ヒント’

### ★ビジネスマン、ビジネスウーマンの方

1) 年金の積立て：年金の積立て金はその方の税率により、税額控除となります。会社の年金に入っている方は給料のみなし税を計算する前に年金積立て額を差し引かれますので、所得税とナショナルインシュランスの節約になります。個人年金の方はまず基本所得税率 (22%) ネット (78%) の積立金を振り込み、高率納税者はSelf-Assessmentの際調整、還付されます。例えば、40%の税率の方が100ポンドの積立てをする場合、実際に拠出するのは60ポンドのみです。

2) オフショア金融商品：預金額、投資額が比較的多額な場合はイギリス国外のオフショア商品が有利な場合もあります。ジャージーやマン島にある銀行への預金、投資信託などです。私達日本人は税制上Non-domicile (非定住者) と扱われるので投資所得をイギリス国内に送金しない限り投資所得は無税です。マン島等に支店のある大手保険会社が設定する投資型生命保険の中には、一定額まで無税でイギリス送金可能な商品もあります。

\* 31,400ポンド以上所得のある人  
\*\* 利子所得を含めた所得税免除の上限額は2004/05税年度、4745ポンド (64歳まで) です。すでに収入がない場合はこの額が限度額となります  
\*\*\* 所得が31,400ポンド以内の場合

当案内は、2004年9月時点の法制とInland Revenueの規定にもとづき一般的なガイダンスの為に作成されております。税額、税率、税額控除額は現時点のみ該当するもので将来変更される可能性もあります。また、それらは投資家の個人的な状況により異なります。

### ★長期滞在予定の学生さん主婦の方等収入のない方

例えば日本から送金したおこずかい、生活費を預金してある場合は銀行にR85というフォームを貰い、記入、提出しますと、利子が20%源泉徴収課税されずに丸ごとはらわれます\*\*。R85はこちらのレジデント (学位取得を目的とする学生も含まれます) 向けのフォームですが、銀行により、R105というフォームを記入すれば比較的短期の滞在の学生さんであっても同待遇を受けられる場合もあるので銀行に問い合わせしてみる価値あります。

### ★夫婦

イギリスでは夫婦間の資産の譲渡に関する制限はありません。従って、資金を収入のない方や税率の低い方へ移し、貯金、投資をその方名義で行いますと利子、投資所得が所得税免除範囲以内であれば無税、それ以外はその方の低税率が適用されます。イギリスでは、利子所得、投資収益は総合課税の対象になりますので、高税率納税者の名義のままですと40%が課税されます。もちろんこれはパートナーを信頼してこそ可能なケースです！

## インディペンデント・ファイナンシャルアドバイザー Q & A

- Q) ファイナンシャルアドバイザーとはどのような事をされる職業ですか？
- A) 個人、会社の金銭的な事柄、具体的には証券投資、年金、生命保険等についてアドバイスしたり、取引をアレンジしたりします。また、そうした業務を遂行する上での公式な資格を所有しています。
- Q) インディペンデントファイナンシャルアドバイザー (IFA) とファイナンシャルアドバイザー (FA) はどう違うのですか？
- A) IFAとは独立系のアドバイザーで、保険会社、銀行などに所属しその会社の商品のみを販売するFAと違い、様々な保険会社、資産運用会社、銀行等の様々な商品の中からお客様に一番ふさわしいと判断した商品を公正に選択する事ができます。また、お客様に対する公正なアドバイスについてはThe Financial Services Authority (英国金融監督庁) より義務づけられています。
- Q) でも、銀行等から直接商品を購入するより費用がかかりますよね？
- A) いいえ、商品やアドバイスのレベルによって異なりますが、必ずしもそうとはかぎりません。割安になるケースもあります。
- Q) お金持ちでないと、相談できないんですよね？
- A) いえ、どなたでもご利用頂くことができます。日本では独立系FAはまだ珍しいので敷居が高いのではないかと感じられる方もおられるかもしれませんが、英国ではIFAの利用は、日常茶飯事です。こちらでは中流階級と呼ばれる一般家庭であれば一家に一人IFAがいて、祖父母の相続税対策から、子供の教育資金の積み立てまで様々なニーズにIFAが対応します。例えば、英国で販売されている保険商品の約7割はIFAによって販売されています。
- Q) では、どのようにして始めれば良いのでしょうか？
- A) 弊社では初回コンサルティングを無料でご提供しておりますので、お気軽にご連絡の上、初回コンサルティングをお勧めします。

## お問い合わせ先

カズエ ドゥルーリー FPC

ファイナンシャル アドバイザー  
(英国FA協会会員/日本FP協会認定AFP)

TEL 01451 844049

Email Kdrury@falcon-ifa.com



FALCON GROUP PLC  
Independent Financial Advisers  
www.falcon-ifa.com

FALCON GROUP REG42 The Financial Services Authority  
(英国金融監督庁により認可され、規制されています。)